

ばんどう未来ビジョン (素案)

令和3年12月

坂 東 市

I 長期ビジョン

2017（平成29）年度

～ 2037（令和19）年度

1. ばんどう未来ビジョンとは

ばんどう未来ビジョンは、本市の市政運営における総合的な指針であり、最上位計画で、現計画は2017（平成29）年に策定されています。

2. ばんどう未来ビジョンの構成と期間

（1）長期ビジョン

長期ビジョンは、20年後を展望した将来像と、まちづくりの基本的考え方を示したもので、2017（平成29）年を初年度として、2037（令和19）年を目標年度とします。

（2）戦略プラン

戦略プランは、長期ビジョンで示した将来像を実現するための手段や施策を定めたものです。

第2期戦略プランは、2022（令和4）年度を初年度として、市長の任期に合わせて4年間とするため、2025（令和7）年度末を目標年度とします。

計画策定年度

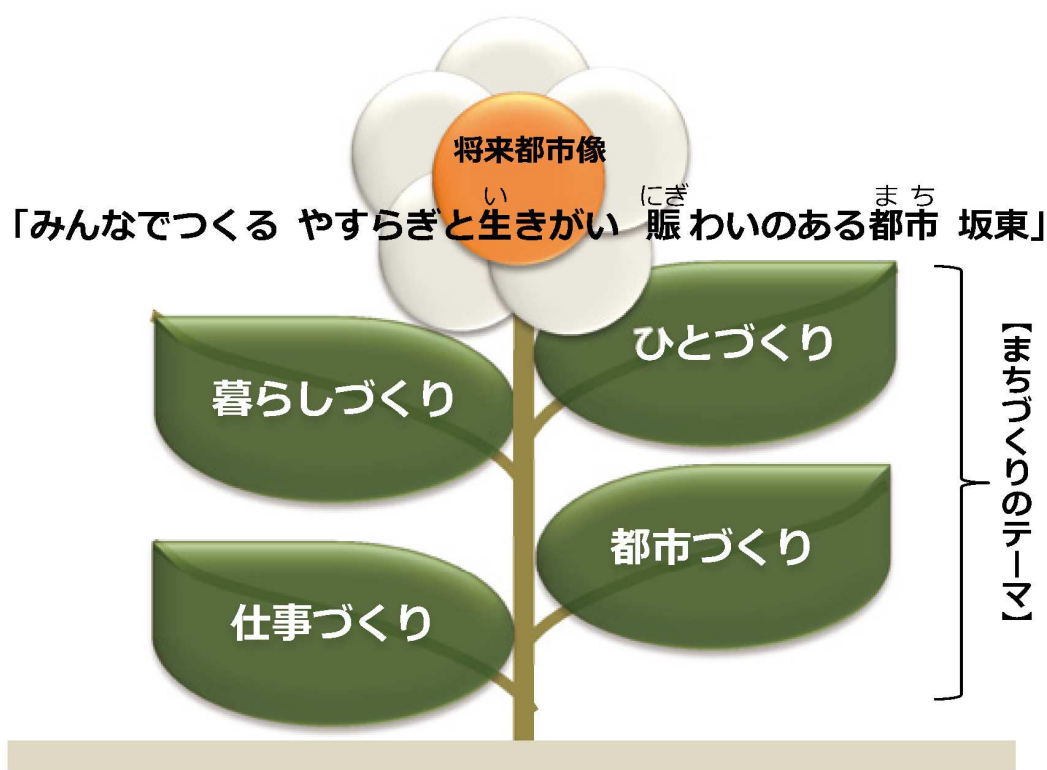
		2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037
長期ビジョン		20年																				
戦略 プラン	第1期	第1期 4年																				
	第2期						第2期 4年															
	第3期										第3期 4年											
	第4期														第4期 4年							
	第5期																		第5期 4年			
(参考)実施計画		(毎年度改定)																				

3. 目指すべき将来都市像

「みんなでつくる やすらぎと生きがい 賑わいのある都市 坂東」
を目指すべき将来都市像として設定します。

この都市像を実現するために取り組むべき4つのまちづくりのテーマを設定します。このテーマが相互に連携し合うことにより、バランスのとれた都市の姿を維持し、発展することを目指します。

まちづくりのテーマは、坂東市の現状と特性、今後の見通し等を踏まえた上で、市の施策を推進するための基本的方向性を示すものとして設定します。



4. まちづくりの4つのテーマ

(1) ひとづくり

～「教育のまち」づくりと「活躍人口」の増進～

- ・安心して子どもを産み、育てられるよう、妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援を行うことで、子育て世代の満足度を向上させます。
- ・未来を託す子どもたちを、地域全体が子育てに参加する「オール坂東」で守り育てます。
- ・子どもたちの郷土坂東への思いを育み、誇りを持って成長していけるよう、市の歴史・伝統文化や菅生沼の自然などの魅力などを学ぶ場を創出します。
- ・国際化や高度情報化などに対応できるよう、多様な教育環境の充実を図ることで、新たな時代に活躍できる確かな学力を育てます。
- ・豊かな心と健やかな体を育成することで、子どもたちの生きる力を育てる「教育のまち」づくりに取り組みます。
- ・まちづくりは、「ひと」が財産であるため、若者によるまちづくりへの参画を進めるとともに、リーダーとなる人材の発掘、育成を図ることで、地域の中で多くの人たちが活躍できるよう、「活躍人口」の増進を目指します。

(2) 暮らしづくり

～「健康長寿のまち」づくりと「支え合い」の増進～

- ・みんなが健康に、安心して暮らしていけるよう、健康づくりに積極的に取り組むことで、生活習慣病の発症や重症化を予防します。
- ・医療者、地域、市民、行政などが、みんなで地域医療を守り、充実することで「健康長寿のまち」の実現を目指します。
- ・高齢者が、地域の中で、いつまでも生きがいを持ち、楽しく暮らしていけるよう、家族や地域、医療などが連携して、介護予防や自立支援、活躍の場づくり等の更なる充実に取り組みます。
- ・市民の日常生活を支えるため、コミュニティや市民活動を活発化することで、地域全体がやさしさと笑顔にあふれた、地域の「支え合い」の増進を目指します。
- ・豊かな自然環境の中で、のびのびと子育てや余暇を楽しむことができる、やすらぎのある暮らしの実現を目指します。

I 長期ビジョン

(3) 都市づくり

～「安全・安心のまち」づくりと「魅力度」の増進～

- ・コンパクトなまちづくりを軸として、強靱な都市基盤づくりの推進と社会資本の維持・管理に取り組みます。
- ・本市の豊かな自然環境を積極的に保全することで、自然環境と都市機能が調和したまちづくりに取り組みます。
- ・誰もが安心して快適に暮らしていけるよう、市民の生命や財産を守るための防災・防犯対策や消防・救急体制等を、茨城西南地方広域市町村圏事務組合と連携して充実を図ります。
- ・生活環境の安全性・利便性がより向上した質の高い都市づくりを進めるため、新エネルギーや様々な最先端技術を適切に取り込むことで、「安全・安心のまち」の実現を目指します。
- ・都心から 50km 圏という地理的優位性と圏央道などの道路ネットワークを活かして、例えばコロナ禍の中でのテレワーク移住に対応したり、二地域居住などの多様なライフスタイルに柔軟に対応したりすることで、都市を支える「ひと」の確保を図ります。
- ・まちに対して市民が誇りを持つ、いわゆるシビックプライドの醸成を図るとともに、シティプロモーションに取り組むことで都市（まち）の「魅力度」の増進を目指します。

(4) 仕事づくり

～「活力あふれるまち」づくりと「坂東ブランド」の拡充～

- ・みんなが元気に、活力と賑わいを生み出せるよう、利根川沿いの肥沃な大地でつくられる米や生鮮野菜、さし茶などの豊かな農産物や特産品を活かすことで、競争力のある農業を目指します。
- ・商業、工業等と連携を図り農業の6次産業化や、観光交流への活用を進めるなど、様々な分野で「坂東ブランド」の拡充により地域経済の活性化を図ります。
- ・やる気のある就農者、後継者や起業家に対しては、関係機関等と連携して、積極的に支援します。また、最先端技術の活用など、事業の承継や高度化に対する支援に取り組めます。
- ・圏央道坂東インターチェンジの交通利便性を活かして、企業誘致を積極的に進めます。また、新産業の創出やコロナ禍の時代に対応した多様な働き方の支援、高齢者の培ってきたスキルやノウハウを発揮できる就業機会の確保や、若者がチャレンジできる就業環境づくりに取り組むことで、「活力あふれるまち」づくりを目指します。
- ・菅沼などの豊かな自然や史跡、茨城県自然博物館や観光交流センター「秀緑」などの文化体験施設、圏央道によるアクセスの向上などにより、様々な資源を融合させて新たな付加価値を生み出すことで、観光交流などによる地域の活性化と賑わいの創出を目指します。

5. 人口の将来展望・土地利用構想

■人口の将来展望

坂東市人口ビジョン（2016（平成28）年3月）の考え方に基づき、人口の減少を緩やかなものとするため、結婚・出産・子育ての切れ目ない支援を強化することで、人口流入を促進します。

目標人口は、2037（令和19）年の目標人口として、約48,500人を目指します。

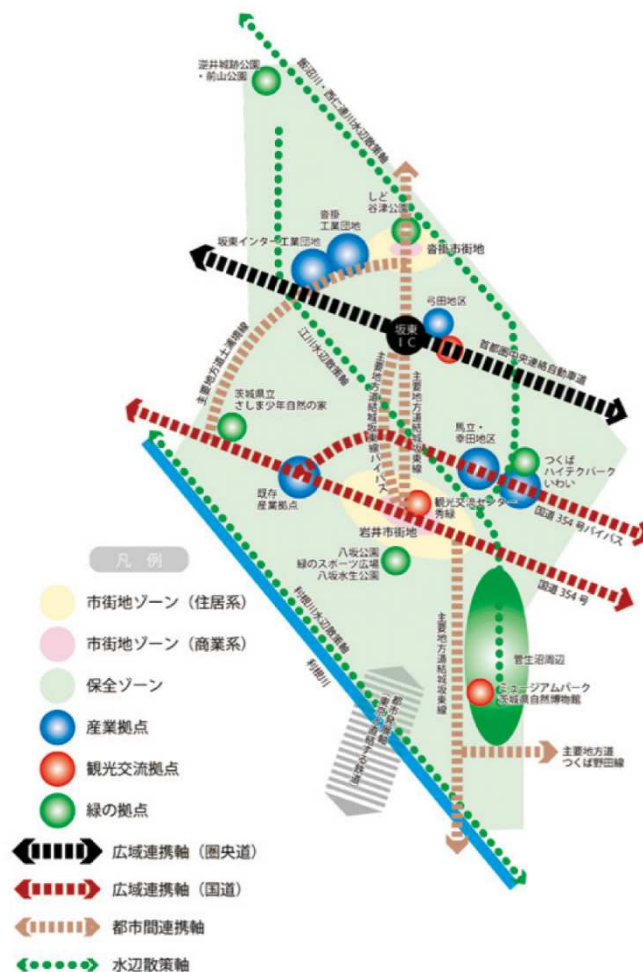
将来人口の目標

2037年

約48,500人

■土地利用構想

都心から50km圏という恵まれた地理的優位性と、本市に存在する豊かな自然環境、歴史・文化資源などの魅力とポテンシャルを最大限に輝かせ、緑豊かで快適なライフスタイルを可能にする基盤づくりとともに、首都圏や周辺都市との活発な交流・対流を生みだし、社会変化に寛容で柔軟なバランスの良い、人が輝く都市づくりを目指します。



Ⅱ 戦略プラン （第2期）

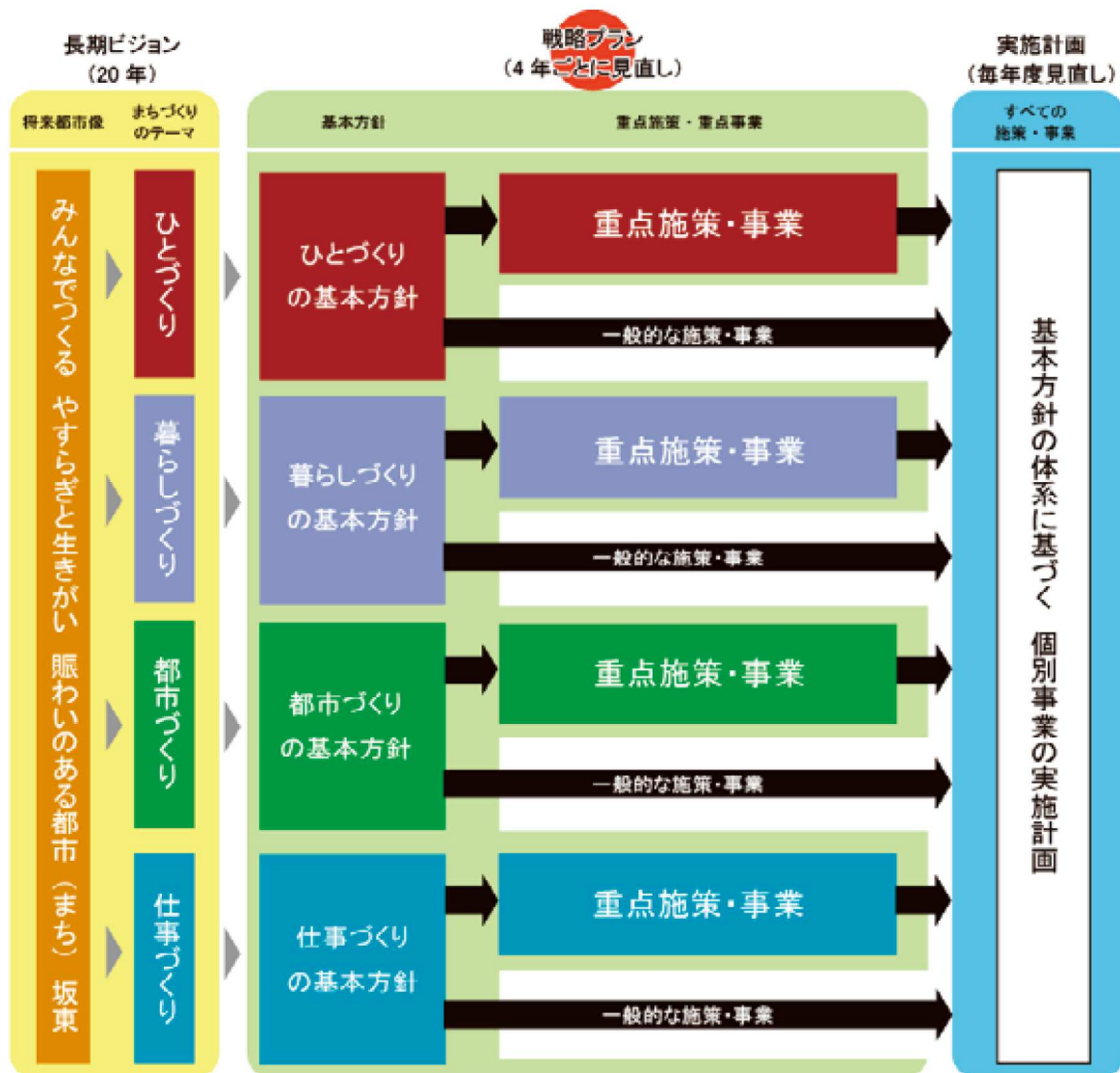
2022（令和4）年度
～ 2025（令和7）年度

期)

戦略プランの構成

戦略プランでは、将来都市像の実現に向けて、長期ビジョンで掲げたまちづくりのテーマ「ひとづくり」「暮らしづくり」「都市づくり」「仕事づくり」に基づく基本方針を定めます。

そして、市長政策や市民意識調査等の分析を踏まえ、特に重点的に推進すべき施策や事業を「重点施策と重点事業」として設定するとともに、重点的に予算措置を行い、積極的に取り組むこととします。



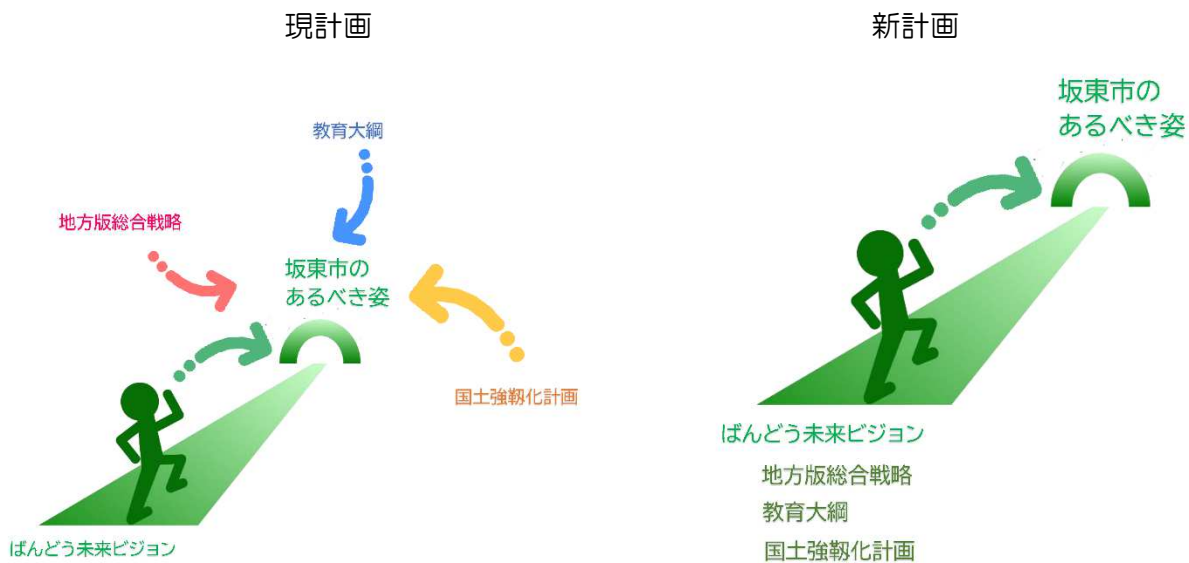
II 戦略プラン（第2期）

第2期戦略プラン 策定のポイント

市政運営の総合的な指標として、包括的なまちづくりを進め、未来へのビジョンを共有する観点から、次の4点を変更しました。

① 計画の中に教育大綱、総合戦略、国土強靱化計画を包含しました。

今回、ばんどう未来ビジョンの中に、教育大綱、地方版総合戦略、国土強靱化計画という、3つの主要な計画を包含しました。



同じ方向を向いているが、別々の計画であるため、わかりにくい。

一体的な方向性を示しているため、だれでもわかりやすい。

一体的管理がしやすい
行政計画のスリム化

《ご参考》 第2期戦略プランで一体的に作成する計画の概要

○坂東市まち・ひと・しごと創生総合戦略

まち・ひと・しごとの創生に、同時かつ一体的に取り組むため、基本目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめたものです。

○坂東市国土強靱化計画

国土強靱化基本法の趣旨を踏まえ、強くてしなやかな坂東市づくりを推進する計画です。

○坂東市教育に関する大綱

期)

② SDG s の考え方を取り込みました。

SDGs は、平成 27 年9月の国連サミットで採択された令和 12 年を期限とする、世界全体で取り組むべき開発目標（Sustainable Development Goals）です。

本計画では、戦略プランの項目と SDG s との関連性を明記することで、SDG s が目指す 17 のゴール（目標）と 169 のターゲット（取り組み・手段）を明確にしました。



③ 各まちづくりテーマ方針の成果指標を設定しました。

各まちづくりに定める方針に対し、重点事業の進捗を的確に把握するために指標による管理を行います。毎年度事業の進捗を図り、行政の投入量を示すアウトプット指標と戦略プラン期間内に本来の目的の達成度を明確に把握するアウトカム指標を設定することで、方針に基づいた明確な事業評価を行えるようになりました。

《ご参考》 アウトプット指標とアウトカム指標について

インプット指標・・・投入を示す指標

（例：行政が投入した予算額等）

アウトプット指標・・・活動の結果を示す指標

（例：行政が投入した予算等により、できあがった成果）

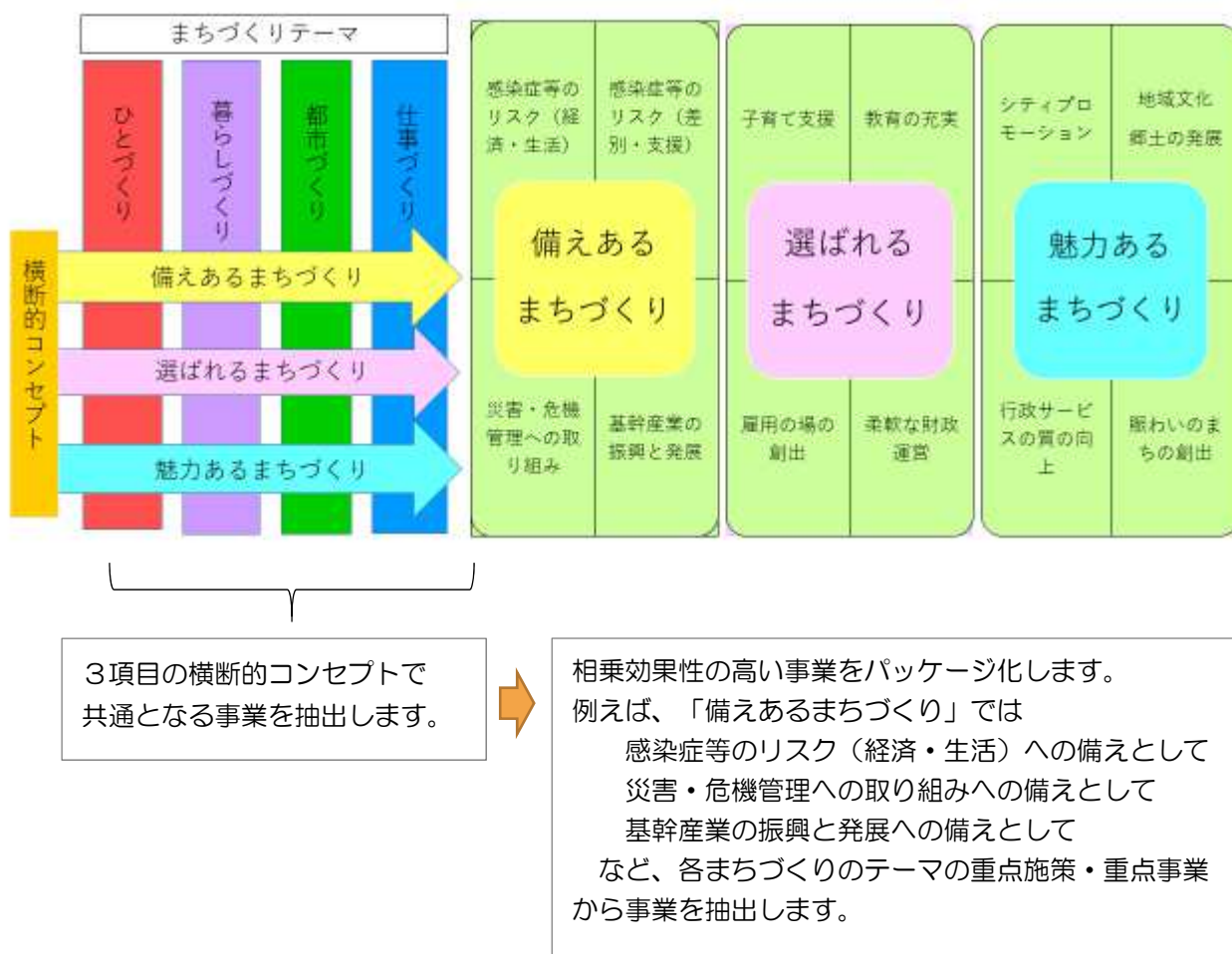
アウトカム指標・・・施策や事業の実施により発生する効果・成果を示す指標

（例：行政が投入した予算により出来上がった成果に基づき得られた効果）

④ 分野横断的コンセプトを設定しました。

4つの「まちづくりテーマ」に定める方針ごとに定めた重点施策・重点事業をより戦略的・効果的に事業展開するために、「備えあるまちづくり」「選ばれるまちづくり」「魅力あるまちづくり」の3つの視点（コンセプト）で分野を横断的に捉えた上で、相乗効果性の高い事業を「パッケージ化」することで、市民の方々に向けて明確なビジョンを発信することを目的とします。

【分野横断的コンセプトのイメージ】



期)

1. ひとつづくり



基本方針

- 方針1 安心して結婚・出産・子育てできる環境づくり
- 方針2 未来を担う子どもを守り育む教育の充実
- 方針3 生き生きとした市民を育む生涯学習機会の提供
- 方針4 歴史の継承と郷土愛の醸成、文化の振興

重点施策

方針1 安心して結婚・出産・子育てできる環境づくり		
1－1－1	結婚支援体制の充実	■出会いの場の創出
1－1－2	子育て支援の充実	■安心して妊娠・出産・子育てができる環境づくり
		■妊娠・出産・子育てにかかる経済的支援
		■地域全体で取り組む子育て支援
方針2 未来を担う子どもを守り育む教育の充実		
1－2－1	学校教育環境の充実	■教育施設の改修及び長寿命化
		■安全安心な教育環境に向けて
1－2－2	時代の変化に即した教育の推進	■教育現場のブラッシュアップ
		■グローバル社会で活躍できる能力の育成
		■誇れる教育環境をめざして
1－2－3	健やかな心身を育む教育の場の充実	■学校給食による食育の実施
		■安心して学べる環境の推進
		■豊かな心を育む教育の推進
方針3 生き生きとした市民を育む生涯学習機会の提供		
1－3－1	生涯学習活動の推進	■公民館などの施設と連携した各種講座の推進
1－3－2	スポーツ振興の推進	■豊かな活力と健康を育む
方針4 歴史の継承と郷土愛の醸成、文化の振興		
1－4－1	文化施設運営の充実	■市民の芸術・文化活動の振興
1－4－2	史跡・文化財等の保全	■歴史・文化遺産の保護と活用

2. 暮らしづくり



基本方針

- 方針1 地域の中で誰もが安心して暮らせる福祉の充実
- 方針2 生涯現役でやすらぎに満ちた健康長寿社会の構築
- 方針3 すべての人が支えあい、活躍できる協働のまちづくり
- 方針4 市民の暮らしを支える行政運営

重点施策

方針1 地域の中で誰もが安心して暮らせる福祉の充実	
2-1-1 高齢者が安心して暮らせる環境づくり	■地域包括ケアシステムの構築 ■介護予防・生活支援サービスの充実
2-1-2 地域福祉の充実	■地域の見守り体制の充実
2-1-3 高齢者の生きがいづくり	■高齢者の社会参加の促進
2-1-4 不自由なく暮らせる体制づくり	■障がい者の社会参加と自立の促進
方針2 生涯現役でやすらぎに満ちた健康長寿社会の構築	
2-2-1 市民の健康づくり 対策の支援	■感染症対策への取り組みの推進 ■健康増進への支援
2-2-2 持続可能な社会保障	■国民健康保険、介護保険制度の安定的な運営
方針3 すべての人が支えあい、活躍できる協働のまちづくり	
2-3-1 市民が主役のまちづくり	■市民の市政に対する理解と参加の促進
	■市民のまちづくり活動の支援
	■広報・情報提供の充実と多様化
	■ダイバーシティ社会へ向けて ■差別のない自由で平等な社会への推進
方針4 市民の暮らしを支える行政運営	
2-4-1 行政運営の効率化と 市民サービスの向上	■行政運営体制の効率化 ■窓口機能の充実
2-4-2 次世代に負担を残さない財政投資	■財政運営の健全化・透明化・強度化 ■市有財産の有効活用と保有量の最適化

期)

3. 都市づくり



基本方針

- 方針1 市民の生命や財産を守る環境づくり
- 方針2 圏央道等の交通環境を活かす地域づくり
- 方針3 快適・安全に暮らせる生活基盤づくり
- 方針4 豊かな自然環境と共生するまちづくり
- 方針5 市民とともに進める都市マーケティング

重点施策

方針１ 市民の生命や財産を守る環境づくり	
３－１－１ 災害に強いまちづくりの推進	■防災情報基盤の充実・強化
	■災害に強い基盤の確保
３－１－２ 安全・安心のまちづくりの推進	■市民生活の安心の確保
方針２ 圏央道等の交通環境を活かす地域づくり	
３－２－１ 地域公共交通の確保・維持・改善	■公共交通ネットワークの構築
	■公共交通の確保・維持
	■公共交通の利便性向上と利用促進
方針３ 快適・安全に暮らせる生活基盤づくり	
３－３－１ 土地情報の整備推進	■地籍調査事業の早期完了
３－３－２ 生活関連道路の改良	■幹線市道の整備
	■生活道路の改良促進
３－３－３ 上下水道事業経営基盤の強化	■安定的な水道事業の推進
	■安定的な下水道事業の推進
方針４ 豊かな自然環境と共生するまちづくり	
３－４－１ クリーン社会への取り組みの推進	■循環型社会への取り組み
	■ゼロカーボンシティに向けた取り組み
	■環境保全に関する教育の推進
３－４－２ 豊かな地域資源の保全	■豊かな自然環境を守る取り組みの推進
	■未来へ残す良好な自然の保全
３－４－３ 不法投棄対策の推進	■協働で取り組む不法投棄対策の推進
方針５ 市民とともに進める都市マーケティング	
３－５－１ 魅力発信戦略の推進	■本市の魅力を広く発信し、選ばれるまちへ
	■魅力発信プロジェクトの推進

4. 仕事づくり



基本方針

- 方針1 坂東ブランドとしての農業の振興と担い手育成
- 方針2 圏央道の交通利便性を活かした産業活性化
- 方針3 様々なニーズに対応した雇用の場の創出
- 方針4 新たなひとの流れをつくる観光と交流

重点施策

方針1 坂東ブランドとしての農業の振興と担い手育成	
4-1-1 農業の担い手の確保・営農支援の充実	■ 農業の担い手の確保 ■ 営農支援の充実
4-1-2 未来へつなぐ農業基盤の構築	■ 農地の集積推進
4-1-3 地元農産物のPR強化	■ 魅力ある坂東ブランドづくりとPR強化
	■ 次世代の農業経営についての方策
	■ 農業の魅力を子どもたちへ継承
方針2 圏央道の交通利便性を活かした産業活性化	
4-2-1 工業団地への早期の企業誘致	■ 工業団地の整備促進
	■ 企業誘致の促進
4-2-2 企業の活性化の推進	■ 新規起業への支援
4-2-3 安心できる消費者情報の確保	■ 消費生活の安心の確保
方針3 様々なニーズに対応した雇用の場の創出	
4-3-1 柔軟な働き方がしやすい環境整備	■ 多様な働き方への支援
方針4 新たなひとの流れをつくる観光と交流	
4-4-1 圏央道坂東ICの開通効果を活かした事業の推進	■ 観光誘客の推進と受け入れ態勢の充実
4-4-2 地域資源等を活かしたまちづくりの推進	■ 既存資源の利活用推進
	■ 中心市街地の活性化
	■ 計画的な観光まちづくりの推進

期)

◆ 施策体系

将来都市像	まちづくりのテーマ	基本方針	施策分野	
みんなでつくる やすらぎと生きがい賑わいのある都市 坂東	ひとりづくり	方針1 安心して結婚・出産・子育てできる環境づくり	児童福祉、子育て支援	 
		方針2 未来を担う子どもを守り育む教育の充実	乳幼児教育、学校教育	
		方針3 生き生きとした市民を育む生涯学習機会の提供	青少年健全育成、生涯学習、スポーツ、レクリエーション	
		方針4 歴史の継承と郷土愛の醸成、文化の振興	地域文化継承、芸術、文化	
	暮らしづくり	方針1 地域の中で誰もが安心して暮らせる福祉の充実	地域福祉、高齢者福祉、障がい者福祉	
		方針2 生涯現役でやすらぎに満ちた健康長寿社会の構築	予防衛生、健康づくり、医療、社会保障	
		方針3 すべての人が支えあい、活躍できる協働のまちづくり	コミュニティ、市民協働、情報公開、男女共同参画、人権尊重	  
		方針4 市民の暮らしを支える行政運営	行政運営、財政運営	
	都市づくり	方針1 市民の生命や財産を守る環境づくり	防災、消防、防犯、交通安全	
		方針2 圏央道等の交通環境を活かす地域づくり	広域交通網、土地利用、公共交通	
		方針3 快適・安全に暮らせる生活基盤づくり	幹線市道、生活道路、橋りょう、上下水道、公園、緑地、景観、河川、斎場、住宅	 
		方針4 豊かな自然環境と共生するまちづくり	自然環境、ごみ処理、し尿処理	
		方針5 市民とともに進める都市マーケティング	シティプロモーション、情報化の推進	
	仕事づくり	方針1 坂東ブランドとしての農業の振興と担い手育成	農業の振興、農業基盤整備	
		方針2 圏央道の交通利便性を活かした産業活性化	工業、商業・サービス業、消費者の保護・育成	
		方針3 様々なニーズに対応した雇用の場の創出	雇用・労働	
		方針4 新たなひとの流れをつくる観光と交流	観光、交流	

Ⅱ 戦略プラン（第2期）

◆まちづくりテーマと重点施策との関係

まちづくり のテーマ	基本方針	重点施策
ひと づくり	方針1 安心して結婚・出産・子育て できる環境づくり	1-1-1 結婚支援体制の充実 1-1-2 子育て支援の充実
	方針2 未来を担う子どもを守り育む 教育の充実	1-2-1 学校教育環境の充実 1-2-2 時代の変化に即した教育の推進 1-2-3 健やかな心身を育む教育の場の充実
	方針3 生き生きとした市民を育む 生涯学習機会の提供	1-3-1 生涯学習活動の推進 1-3-2 スポーツ振興の推進
	方針4 歴史の継承と郷土愛の醸成、 文化の振興	1-4-1 文化施設運営の充実 1-4-2 史跡・文化財等の保全
暮らし づくり	方針1 地域の中で誰もが安心して 暮らせる福祉の充実	2-1-1 高齢者が安心して暮らせる環境づくり 2-1-2 地域福祉の充実 2-1-3 高齢者の生きがいづくり 2-1-4 不自由なく暮らせる体制づくり
	方針2 生涯現役でやすらぎに満ちた 健康長寿社会の構築	2-2-1 市民の健康づくり対策の支援 2-2-2 持続可能な社会保障
	方針3 すべての人が支えあい、活躍 できる協働のまちづくり	2-3-1 市民が主役のまちづくり
	方針4 市民の暮らしを支える行政 運営	2-4-1 行政運営の効率化と市民サービスの向上 2-4-2 次世代に負担を残さない財政投資
都市 づくり	方針1 市民の生命や財産を守る環境 づくり	3-1-1 災害に強いまちづくりの推進 3-1-2 安全・安心のまちづくりの推進
	方針2 圏央道等の交通環境を活か す地域づくり	3-2-1 地域公共交通の確保・維持・改善
	方針3 快適・安全に暮らせる生活基 盤づくり	3-3-1 土地情報の整備推進 3-3-2 生活関連道路の改良 3-3-3 上下水道事業経営基盤の強化
	方針4 豊かな自然環境と共生する まちづくり	3-4-1 クリーン社会への取り組みの推進 3-4-2 豊かな地域資源の保全 3-4-3 不法投棄対策の推進
	方針5 市民とともに進める都市 マーケティング	3-5-1 魅力発信戦略の推進
仕事 づくり	方針1 坂東ブランドとしての農業の 振興と担い手育成	4-1-1 農業の担い手の確保・営農支援の充実 4-1-2 未来へつなぐ農業基盤の構築 4-1-3 地元農産物のPR強化
	方針2 圏央道の交通利便性を活か した産業活性化	4-2-1 工業団地への早期の企業誘致 4-2-2 企業の活性化の推進 4-2-3 安心できる消費者情報の確保
	方針3 様々なニーズに対応した 雇用の場の創出	4-3-1 柔軟な働き方がしやすい環境整備
	方針4 新たなひとの流れをつくる 観光と交流	4-4-1 圏央道坂東ICの開通効果を活かした事業の推進 4-4-2 地域資源等を活かしたまちづくりの推進

Ⅲ 包含する 個別計画の概要

する個別計画の概要

1. 国土強靱化計画

① 計画の策定趣旨、位置付け

- ・策定の趣旨は、東日本大震災等の自然災害から得られた教訓や国土強靱化基本法の趣旨を踏まえ、強くてしなやかな坂東市づくりを推進するものです。
- ・基本法＊第13条に基づく国土強靱化計画として策定するものです。

＊正式名称：強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法

② 本計画の基本的考え方

基本理念

- ・強く、しなやかな坂東市づくり
- ・市民生活の安全が確保され、安心して暮らすことができる社会の形成

基本目標

- ・人命の保護が最大限図られること
- ・市政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ・市民の財産及び公共施設の被害の最小化
- ・迅速な復旧復興

③ 主な災害想定とリスクシナリオ



地震

- 茨城県に被害をもたらす可能性のある地震
茨城県南部の地震 M7.3など
- 海溝型地震 など



水害

- 被害の可能性をもたらす水害

主にこれらの災害想定を基に、坂東市における「起きてはならない最悪の事態」として
26のリスクシナリオを設定しました。

（リスクシナリオ 例）

事前に備えるべき目標

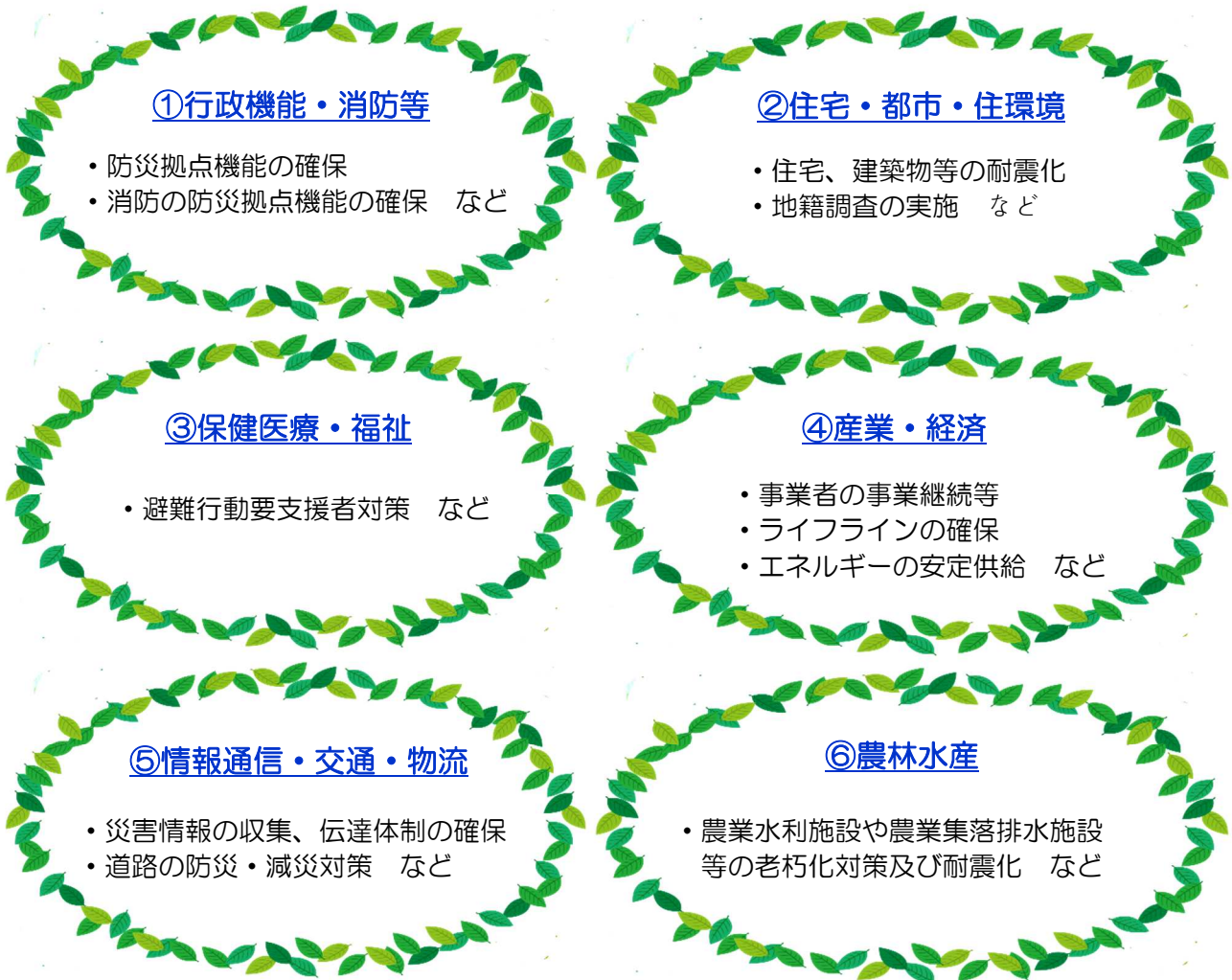
起きてはならない最悪の事態

直接死を防ぐ

住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

④ 個別施策分野の推進方針

- ・ 6 項目の個別施策分野を設定した上で、以下のように推進方針を位置付けました。



⑤ 横断的分野の推進方針

A リスクコミュニケーション

- 自助・共助による災害対応力の維持向上
- 自主防災組織の活性化
- ハザードマップを活用した避難行動支援 など

B 老朽化対策

- 公共施設等の更新・長寿命化対策
- メンテナンスサイクルの構築
- 資産総保有量の適正化 など

C 人材育成・研究開発

- 市内外の研究機関、大学等との連携強化
- 国の調査機関や県が作成した被害想定等の活用 など

する個別計画の概要

2. まち・ひと・しごと創生総合戦略（第2期）

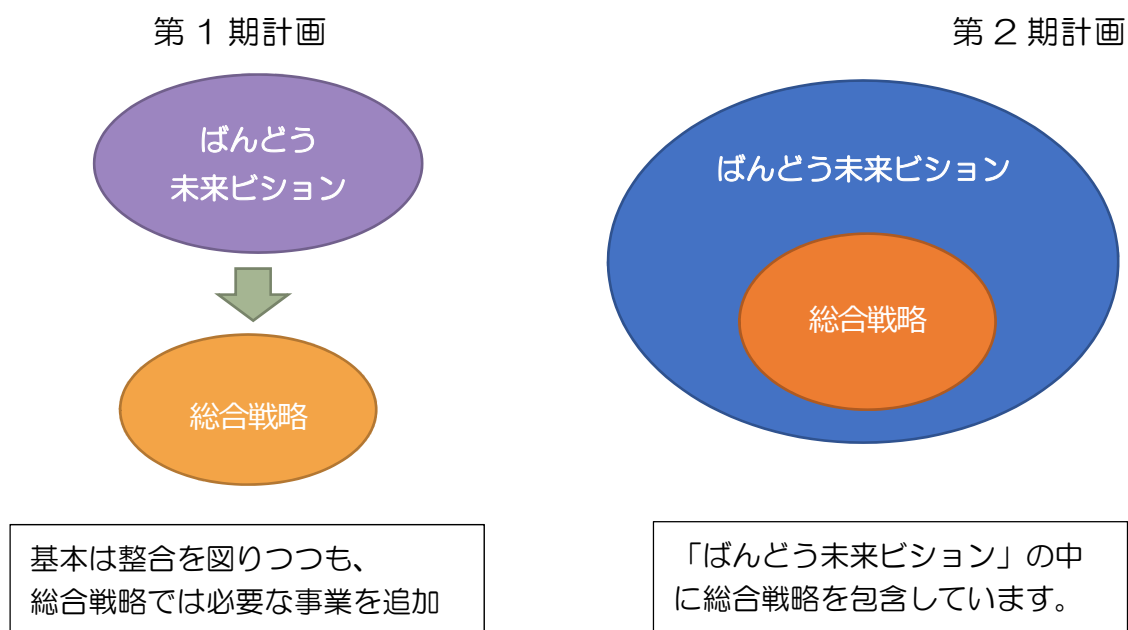
① 策定の趣旨

- ・本市では、2015（平成27）年に、坂東市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しました。
- ・その後、国や本市を取り巻く状況は、コロナ禍の影響などを含め、大きく変化しています。特に少子化が急速に進んでおり、2015（平成27）年には約100万人だった年間出生数は、2020（令和2）年には約84万人にまで減少しています。
- ・また、人口の転出入も、従来は東京圏への集中が進んでいましたが、2020（令和2）年からのコロナ禍の影響により、東京23区の人口が転出超過に転じるなど、大きな変化が生じています。
- ・そのため、近年の社会変化の状況を踏まえ、「活力ある地域社会」の実現と、「東京圏への一極集中」の是正を共に目指し、第2期計画を策定するものです。

② 基本的考え方

- ・本計画は、「ばんどう未来ビジョン」に包含された計画となっています。
- ・本計画は、「坂東市人口ビジョン」で示した本市の人口動向を踏まえつつ、社会情勢の変化や、国の第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定方針を考慮した内容となっています。
- ・また、茨城県の第2期「茨城県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の方向性とも整合を図っています。

図 第1期計画と第2期計画の違い



③ ばんどう未来ビジョンと地方版総合戦略との関係

- ・ばんどう未来ビジョンと地方版総合戦略との関係は、将来都市像を共有しつつ、未来ビジョンに位置付けられた重点施策や事業のうち、地方版総合戦略が定める4つの目標単位で再構成したものです。
- ・そのため、地方版総合戦略で位置付けられた事業は、ばんどう未来ビジョンの中に全て含まれています。

図 ばんどう未来ビジョンと地方版総合戦略との関係

